

**令和7年度 倉敷市水道局漏水調査業務入札参加資格審査申請書  
及び倉敷市水道局緊急漏水位置探知調査業務登録資格審査申請書提出要領**

倉敷市水道局水道総務課

倉敷市水道局が発注する「漏水調査業務」の入札参加希望者及び「緊急漏水位置探知調査業務」の登録希望者は、倉敷市水道局の「登録業者としての遵守事項」等を水道局ホームページでよく確認した上で、次のとおり申請書を提出してください。

**1 共通事項**

**(1) 提出方法**

所在地区分に関わらず、**郵送**（持参も可）により提出してください。

※郵送方法は指定しませんが、郵送時の事故防止のため、封筒に「入札参加資格審査申請書在中（漏水調査・緊急漏水調査）」と明記してください。

※申請書受付票の返送のため、必ず**必要分の切手を貼付し会社宛名を記入した返信用封筒**を同封してください。

**(2) 受付期間**

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に  
関する法律に規定する休日を除く。）※期間経過後は、一切受け付けません。

なお、書類不備については、指定した期間内に不備解消できない場合、申請書を受理できなくなりますので、ご注意ください。

**(3) 提出（郵送）先**

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市水道局2階 水道総務課庶務係（工事契約担当）

電話（086）426-3655 FAX（086）427-7271

**(4) 提出書類**

別表のとおり。

令和7年度倉敷市水道局漏水調査業務入札参加資格審査申請書（兼）使用印鑑届出書（以下「申請書」という。）及び令和7年度倉敷市水道局緊急漏水位置探知調査業務登録資格審査申請書（兼）使用印鑑届出書（以下「緊急漏水調査申請書」という。）は、1冊のファイルで提出していただいて結構です。重複する提出書類についても1部の提出で結構です。

提出書類は、全てA4判とします。また、「①フラットファイルにとじて提出する書類」、「②フラットファイルにとじずに提出する書類」とに分かれているため次の点に留意し、提出漏れ等のないように注意してください。

なお、CO2削減のため両面印刷が可能なものは、できるだけ両面印刷で提出してください。

ア フラットファイルの仕様について

- ・ 材質が全て[ファイル本体・とじ具（とじ足・押さえ板）]紙のものであること。  
樹脂製とじ具・金属製とじ具・布製とじ紐等は不可
- ・ サイズ A4S
- ・ とじ穴数 2穴
- ・ とじ穴間隔 80mmピッチ程度
- ・ 色指定 なし
- ・ 参考品 コクヨ フーRK10

イ フラットファイルへの記載事項について

ファイルの背表紙には、商号又は名称を記入してください。

ウ インデックス（見出し）の貼付け及び書類のとじ方について

提出書類は、別表の左欄の番号を記入したインデックス（見出し）を右端（長辺）に付し、番号順にとじてください。

エ 証明関係書類について

証明関係書類は全て写しでも構いませんが、履行実績証明書（漏水調査業務）を除き、証明年月日は、令和6年11月1日以降のものとしします。

オ 補足

フラットファイルの仕様が上記記載内容と異なる場合、インデックス（見出し）の貼付けがされていない場合又は番号順に書類をとじていない場合は、受付場所で修正をしていただいでから受付を行います。（紙製のとじ紐、インデックス（見出し）は、用意しています。）

## 2 漏水調査業務入札参加資格審査申請について

### (1) 登録要件

ア 次の器材について年間リース又は所有をしていること。

漏水探知器（電子式漏水発見器）、金属管探知器（鉄管・ケーブル探知器）、金属探知器（ボックスロケータ）、水圧（流量）測定器（DLS）、発電機、電気ハンマドリル、残留塩素測定器（遊離残留塩素測定用）、ボーリングバー、音聴棒（棒状音聴器）

イ 次の要件のいずれかを満たしていること。

- ・ 平成21年度以降に国又は地方公共団体が発注した道路敷内における配水管路の漏水調査業務において、路面音聴による調査距離が通算で200km以上履行した実績を有している。
- ・ 倉敷市水道局発注の緊急漏水位置探知調査業務に登録ができる。

※ 緊急漏水位置探知調査業務への登録については、「倉敷市水道局緊急漏水位置探知調査業務登録希望者資格要綱」を参照すること。

本要件を漏水調査業務における入札参加資格要件とする場合、緊急漏水位置探知調査業務に登録されなければ入札参加資格要件を失う。

【緊急漏水位置探知調査業務の業務内容等についての問合せ先】

倉敷市水道局水道管理課 電話（086）426-3675

### (2) 受理しない場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する場合

イ 申請書及びその添付書類に虚偽の内容が記載してある場合

ウ 申請書提出時点で、漏水調査業務について2年以上の営業実績期間がない場合

エ 賦課されている全ての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない場合（分割納付等納税の猶予を受け手形等による納付をしている場合を含む。）

オ 代表者又は役員等が、倉敷市暴力団排除条例に規定する暴力団員である場合及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

### (3) 適用期間

本申請に基づいて審査した資格は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までの間適用することとしします。資格を有すると認められた場合、令和7年6月上旬に水道局ホームページ及び情報公開室（倉敷市役所本庁舎高層棟2階）において、有資格者名簿を公表します。

※ 登録済通知書等の発行は行いません。

### 3 緊急漏水位置探知調査業務登録資格審査申請について

#### (1) 登録要件

- ア 契約締結先となる営業所の所在地が、岡山県内にあり、かつ、本庁（倉敷市役所）（所在地：岡山県倉敷市西中新田640番地）から直線距離で30km以内にあること。
- イ 次の器材について年間リース又は所有をしていること。  
漏水探知器（電子式漏水発見器）、金属管探知器（鉄管・ケーブル探知器）、金属探知器（ボックスロケータ）、水圧（流量）測定器（DLS）、発電機、電気ハンマドリル、残留塩素測定器（遊離残留塩素測定用）、ボーリングバー、音聴棒（棒状音聴器）

#### (2) 受理しない場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する場合
- イ 緊急漏水調査申請書及びその添付書類に虚偽の内容が記載してある場合
- ウ 緊急漏水調査申請書提出時点で、漏水調査業務について2年以上の営業実績期間がない場合
- エ 賦課されている全ての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない場合（分割納付等納税の猶予を受け手形等による納付をしている場合を含む。）
- オ 代表者又は役員等が、倉敷市暴力団排除条例に規定する暴力団員である場合及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

#### (3) 適用期間

登録名簿の適用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。  
登録名簿については、令和7年4月上旬に水道局ホームページにて公表します。

## 別表

## 1の(2)の「提出書類」(凡例 ○⇒必要 △⇒該当する場合に必要)

## ① フラットファイルにとして提出する書類

※以下「漏水調査業務」を「漏水調査」、「緊急漏水位置探知調査業務」を「緊急漏調」という。

番号	提出書類	入札参加資格	登録資格	備考
		漏水調査	緊急漏調	
1	倉敷市水道局漏水調査業務入札参加資格審査申請書(兼)使用印鑑届出書(所定様式)	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は本社の代表者とし、4の印鑑証明書の実印を「実印」欄に押印してください。</li> <li>申請書の「使用印鑑届」欄に必ず使用印を押印してください。(申請印(実印)と同一でも必要)</li> <li>インターネットを利用している申請者は、必ずEメールアドレスを記載してください。(携帯メールアドレス不可)</li> </ul>
2	倉敷市水道局緊急漏水位置探知調査業務登録資格審査申請書(兼)使用印鑑届出書(所定様式)		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者は本社の代表者とし、4の印鑑証明書の実印を「実印」欄に押印してください。</li> <li>申請書の「使用印鑑届」欄に必ず使用印を押印してください。(申請印(実印)と同一でも必要)</li> <li>インターネットを利用している申請者は、必ずEメールアドレスを記載してください。(携帯メールアドレス不可)</li> </ul>
3	【法人の場合】 登記事項証明書(写し可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</li> <li>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</li> </ul>
	【個人の場合】 ①代表者の身分証明書 ②代表者の成年後見登記に関する「登記されていないことの証明書」(写し可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本籍地の市区町村長が証明するもの</li> <li>② 交付申請については、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課へお尋ねください。</li> <li>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</li> </ul>
4	印鑑証明書(写し可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明年月日が令和6年11月1日以降のもの。</li> </ul>
5	年間委任状(原本に限る)(参考様式あり)	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>入札及び契約締結等の権限を支店長等に委任する場合に必要</li> <li>委任期間は、「令和7年6月1日から令和8年5月31日まで」とし、「倉敷市水道事業管理者」宛としてください。</li> <li>また、委任状右上の日付欄は、申請書提出時以前の日付を事前に記入してください。</li> <li>※ 受任者印は、申請書の使用印鑑と同一のものを押印してください。</li> </ul>
6	年間委任状(緊急漏調用)(原本に限る)(参考様式あり)		△	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約締結等の権限を支店長等に委任する場合に必要</li> <li>委任期間は、「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」とし、「倉敷市水道事業管理者」宛としてください。</li> <li>また、委任状右上の日付欄は、申請書提出時以前の日付を事前に記入してください。</li> <li>※ 受任者印は、緊急漏水調査申請書の使用印鑑と同一のものを押印してください。</li> </ul>
7	経営規模等総括表(所定様式)	○		
8	財務諸表(写し可)	○		

番号	提出書類	入札 参加 資格	登録 資格	備 考
		漏水 調査	緊急 漏調	
9	営業所一覧表 (様式指定なし)	△	△	・ 営業所ごとに営業している業種、業務等を明記してください。 本社又は本店のみの場合は不要
10	納税証明書 (完納証明書) (写し可)			・ 証明日時点で完納の確認ができない手形等による納付は不可とします。 ※ また、電子納税証明書の場合は、印刷したもので提出すること。 証明年月日が令和6年1月1日以降のもの。
	(1) 国税	○	○	・ 全者必要 ※ 証明書の様式は、未納税額のない証明用（法人は「その3の3」、個人は「その3の2」） ※ 証明書の申請については、国税庁のホームページで確認してください。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> ※ 国税の納税証明書については、オンライン請求が可能です。 詳しくはe-Taxホームページで確認してください。 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qaindex/yokuaru_07.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qaindex/yokuaru_07.htm</a>
	(2) 岡山県税	△	○	・ 岡山県内に本社又は支店等を有する場合に必要な ※ 証明書の様式は、「県徴収金の滞納がないこと」用
	(3) 倉敷市税 (法人)	△	△	・ 倉敷市内に本社又は支店等を有する場合に必要な ※ 証明書の申請については、倉敷市のホームページで確認してください。 <a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/tax/shomei/hoho">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/tax/shomei/hoho</a> ※ 倉敷市指定の別紙様式でも申請可能です。
	(4) 倉敷市税 (代表者個人)	△	△	・ 個人又は法人の代表者が倉敷市税を賦課されている場合に必要 (倉敷市指定の別紙様式により申請)
11	技術者経歴書 (様式指定なし)	○	○	・ 常時雇用関係がある者のみ記載してください。
12	業務経歴書 (漏水調査実績調書) (様式指定なし)	○	○	・ 申請時直近の過去2年間の実績調書
13	保有機械器具一覧表 (所定様式)	○	○	・ リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付してください。
14	履行実績証明書 (所定様式) (写し可)	△		・ 発注者の証明年月日は、問いません。 ・ 1件の契約で履行実績200kmに満たない場合は、総計で200km以上の履行実績となるように複数枚提出してください。
15	登録所在地調べ及び事務 所付近見取図 (所定様式)	△	△	・ 市内業者及び市内に契約先となる営業所を有する場合、契約締結先となる営業所の現在の写真等（カラーに限る。）を提出してください。

② フラットファイルにとじずに提出する書類

提出書類	漏水調査	緊急漏調	備 考
入札参加資格審査申請書変更届 (所定様式)	△	△	・入札参加資格審査申請書等の内容に、前年度の申請内容から変更がある場合は必要（既に提出済の場合は不要）
印鑑届兼振込依頼届出書（債権者登録届） (所定様式)	△	△	・新規に申請書を提出する場合、登録事項に変更がある場合又は未提出の場合に必要